

美浜発電所、高浜発電所および大飯発電所の原子力事業者防災業務計画の修正

2026年8月27日
 関西電力株式会社

当社は、原子力災害対策特別措置法^{※1}に基づき、美浜発電所、高浜発電所および大飯発電所の原子力事業者防災業務計画^{※2}を修正し、本日、内閣総理大臣および原子力規制委員会に届け出ました。

当社は、今後とも原子力発電所の安全確保に努めるとともに、原子力防災対策について、本計画に基づき万全を期してまいります。

(協議を行った関係自治体)

	美浜発電所 防災業務計画	高浜発電所 防災業務計画	大飯発電所 防災業務計画
所在都道府県	福井県	福井県	福井県
所在市町村	美浜町	高浜町	おおい町
関係周辺都道府県	滋賀県 岐阜県	京都府 滋賀県	京都府 滋賀県

※1：1999年9月30日に発生したJCOウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年12月、原子力防災対策を強化するために制定された。その後、東日本大震災の教訓を踏まえ国の対策本部の強化等を行うために、2012年6月に改正された。

※2：原子力災害対策特別措置法第7条に、原子力事業者は防災業務計画を作成すること、および、毎年この計画に検討を加え、必要に応じて修正することが定められている。また、同条第2項では、修正しようとするときは、あらかじめ所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事と協議することが定められている。防災業務計画には、関係箇所への速やかな通報、災害の拡大防止、環境放射線モニタリングの実施など必要な業務を定めている。

以 上

添付資料：原子力事業者防災業務計画の修正要旨

原子力事業者防災業務計画の修正要旨

美浜発電所、高浜発電所および大飯発電所の原子力事業者防災業務計画の修正要旨は以下のとおりです。

1. 修正協議期間：2026年5月13日～7月30日（79日間）

2. 修正年月日：2026年8月27日

3. 主な修正内容

章	内 容	主な修正事項
第1章 総則	防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正方法等	変更なし
第2章 原子力災害予防対策の実施	原子力災害に備える体制、原子力防災資機材の整備、原子力緊急事態支援組織との連携、原子力防災教育および訓練の実施等	<本文> ○記載の適正化 <別表> ○届出および報告様式の適正化 ○届出様式の記載の修正
第3章 緊急事態応急対策の実施等	警戒体制および原子力防災体制の発令、施設の立上げ、通報、情報の収集と報告、応急措置の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	<別表> ○資機材の貸与に係る数量等の適正化
第4章 原子力災害事後対策の実施	原子力災害事後対策の計画の策定、復旧対策の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	<別表> ○資機材の貸与に係る数量等の適正化
第5章 その他	他の原子力事業所で原子力災害が発生した場合の要員派遣および資機材提供等	<別表> ○資機材の貸与に係る数量等の適正化

以 上